

○議長（石橋英和君）順番8、5番 森下君。

〔5番（森下伸吾君）登壇〕

○5番（森下伸吾君）本日、最後の一般質問となりました。よろしくお願いします。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問としまして、ふるさと納税の推進とPRについてお聞きいたします。

ふるさと納税制度開始から、今年で6年を迎えます。ふるさと納税は、自分の故郷を大切に思い、寄附という形でふるさとに貢献する制度として開始されたと考えます。生まれ育った地域を懐かしみ、少しでもふるさとに役立ちたいという願いは万人の思いであると思います。

しかし、最近では、自分のふるさとへ寄附するというよりも、魅力ある自治体へ寄附をする傾向が強く、積極的に取り組んでいる自治体と全く取り組んでいない自治体とでは、寄附金額にかなりの格差が生じております。例えば、多額の寄附を受けている米子市では、平成24年度にふるさと納税による寄附は7,201件、総額8,905万8,764円となっています。また、兵庫県淡路市で1,852件、5,787万8,960円、リピート率は5割を超えています。

ふるさと納税の大きな魅力は、それぞれの自治体が寄附のお礼として、地域の特産品を贈呈していることです。お礼の特産品は、米や肉、海産物や地酒など、1万円の寄附に対し3,000円から5,000円程度が多いようです。米子市では、3,000円以上の寄附で米子市民体験パック、1万円以上の寄附で体験パックに加え5,000円相当の地元企業タイアップ記念

品が59種類から選べます。

本市もふるさと納税に力を入れることで自主財源を確保するとともに、地域の魅力を発信できるよう積極的に取り組むべきと考え、以下の質問をします。

①現在、本市の寄附金の件数と総額はいくらかですか。

②寄附金はどのように使われていますか。

③ふるさと納税に対し、本市はどのようにPRをしていますか。

④寄附者に対し、市の農産物など、特産品を贈呈する取り組みはありますか。

以上のことをお聞きしまして、私の第1回目の質問といたします。

○議長（石橋英和君）5番 森下君の、ふるさと納税の推進とPRに関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森川嘉久君）登壇〕

○企画部長（森川嘉久君）ふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成20年度の税制改正により制度が創設されました。

制度創設後、各地方公共団体においては、ふるさと納税制度を活用するため、ホームページ等でのPRや、特産品を送付するなど、ふるさと納税の魅力の充実に取り組んでいます。議員お示しの米子市や淡路市の取り組みのほか、県内の市では新宮市、近隣市である河内長野市をはじめ、いくつかの自治体において、ホームページ等で一定金額以上の寄附者に対して送付する特産品を示すなど、ふるさと納税を推進しています。

また、今年度に総務省が実施したふるさと納税に関する調査では、5割程度の市区町村で、寄附のお礼として地域の特産品を送付しているという結果が出ています。しかし、その一方で、特産品等の送付については過熱気味という声もあり、総務省は、地方公共団体に対し、平成25年の9月、次いで平成26年の1月において、特産品の送付については適切に良識を持って対応することとした旨の通知を行っているところです。

それでは、まず1点目の、本市の寄附件数と総額についてですが、平成20年度以降、平成26年1月31日時点で延べ62件、総額1,400万2,000円となっています。

次に、2点目の、寄附金の使途ですが、まず、寄附をいただく際に、その使途について寄附者の意向を聞いています。そして、その意向を尊重し、該当する事業へ充当することとしています。充当実績としては、平成23年度に不登校対策の事業へ約23万7,000円を充当しています。

次に、3点目の、本市のPR方法ですが、本市ホームページのトップページに掲載し、本制度の周知を図るとともに、東京橋本会など、ふるさとにゆかりのある団体・組織へも案内を行っています。また、寄附金の使途状況についてもホームページに掲載しています。

最後に、4点目の、寄附者に対する本市農産物などの特産品を贈呈する取り組みについてのおたただしですが、寄附をいただいた方には、感謝状または礼状を送付するとともに、1万円以上の寄附者に対し、5,000円程度の柿やパイル織物をお礼として贈呈しています。

なお、ホームページなどにおいて、ふるさと寄附金のお礼として特産品を贈呈させていただき案内はしておりません。

○議長（石橋英和君）5番 森下君、再質問ありますか。

5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）ありがとうございます。それでは、ご答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

きょうの一般質問の中でも、企画部長いろいろご答弁いただきましたように、これから人口減少がどんどん進んでまいります。市税の減少もこれからもどんどん進んでくると思いますし、ますますその点では、税以外の財源確保という意味でも、考えていかなければならないというふうに考えます。

昨年、平成24年9月の一般質問で、私も税以外の財源確保という意味で質問をさせていただきました。施設をネーミングライツを導入してはどうかというのとか、あとは市の施設に自動販売機の設置を、設置する業者を入札で募集してはどうかということも提案させていただきましたが、先日、市のホームページを見ておりますと、平成24年度から、市の庁舎とか消防本部とか、あと教育会館でも飲料自動販売機を設置する業者を募集をしております。こういったことも、やはり市の資産を活用して手数料をいただくという意味では、税以外で収入を得るということでは、資産経営といいますか、ファシリティマネジメントの一環だと考えますが、ホームページを見てますと、自動販売機の設置業者の募集要項とか応募要項とか、応募の申請とかがダウンロードできるようになっております。

税以外の財源確保という意味で、ちょっとご質問させてもらいたいんですが、こういった応募の申込書とか、こういうのをホームページで、今、これまでも募集をされておったんでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）自動販売機につきましては、ホームページで公募等々行ってございます。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）ありがとうございます。

すいません、突然な質問でありましたが、そういったように、いろいろな角度から、いろんな税以外で財源を確保していくということを知恵を絞ってやっていかないといけないと思いますが、その一つといいますのが、やはりこのふるさと納税ではないかと私も考えました。熱心に取り組んでいる自治体のことも先ほど挙げさせていただきましたが、その後いろいろ調べておられますと、いろんな新聞報道もございまして、今年度の実績ということで、1月29日の毎日新聞に、鳥取県は、12月時点寄附金額が約2億8,200万円、前年比約8.3倍に増えておるという記事が載っております。さらに、2月1日の宮崎日日新聞には、宮崎県の綾町というところがあるんですが、2013年度の寄附金が既に2億円に迫り、12年度総額の10倍以上と急激に伸びていると。この綾町というのは、人口約7,200人のまちであります。23年度の町税の歳入が5億300万円のうち、そういう町が2億円の寄附をいただくということであれば、これはすごく財政的にはありがたいことではないかなと思います。

2億円、仮に橋本市に置きかえますと、26年度予算が市民税が約30億円になっておりましたので、6万6,000人で割りますと一人当たり45万4,545円。人口に当てはめると約440人分の市税にあたるということになります。まあ言えば、440人の住人の方から、税金が寄附としていただけているという形になります。

このように、取り組んでいるところは大きな成果をもたらしておりますが、先ほども1番目で件数と総額をお聞きしましたけども、6年間で62件、約1,400万円です。隣のかつらぎ町も実は取り組みをやっておるそうでした、ホームページを見たんですが、25年度だけで400件を超えたということでありました。

こういうふうに取り組みをやっていけば、ある程度の成果といいますか、寄附をしていただける方が増えるということでもありますので、もう少し橋本市としても取り組むべきだと思いますが、この辺、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）そのように数字を示していただきますと、もう何も言うことがないわけございまして、かなりの差があるなというふうなことも感じるわけございすけども、現在、橋本市におきましても、実は、1万円以上の寄附をいただいた方については、先ほども申し上げましたように5,000円相当の柿やパイル織物をお礼として贈呈をさせていただいているところがございます。

しかしながら、これを積極的にPRをしてないというのも確かにございまして、ただし、先ほどご答弁させていただいたように、総務省のほうでもちょっと若干、景品といいますか、記念品競争でちょっと過熱気味なので、もうちょっと良識ある判断をとというようなことも言われておるところも事実でございます。

本市といたしましては、従前からは本来のふるさと納税の趣旨にのっとった形で、東京橋本会等を通じまして、本来、橋本の出身者の方で、ふるさとに対してご寄附をいただける方に対してPRを積極的にしてまいったということで、1件当たりの金額につきましては、かなり大きい、高額な金額を、それも何回も寄附をいただいております方もおられるわけでございます。そういう面では力を入れてきたんかなというふうには考えておるんですけども、確かに数字上、議員お示しのとおり、1万円の寄附で5,000円の、景品狙いと言ってはちょっと失礼かもわかりませんが、そういう形であっても、そのぐらいの件数になると、1億円寄附していただいて5,000円返しても5,000万円というような格好のことも考え

られますので、橋本市のほうも記念品をせっかく贈呈はさせていただいておりますので、それはそれで今後はホームページにも載せて、積極的にPRはさせていただいてもいいかなというふうには考えております。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）今、部長おっしゃっていただいたように、そうですね、せっかく返礼といいますか、お礼もやっておりますので、そのあたり、写真を載せていただくだけでも違うのかなと思います。見ている側もですね。そういった意味では、積極的にPRをしていただきたいと思いますが、ただ、やはり先ほど言われたように、やはりそこまでしないのであれば、どんどんこの格差というのが広がってくると思います。

逆に、橋本市の方がほかの自治体、例えば、先ほど言った米子市とか、かつらぎ町とか紀の川市にどんどん寄附をされるという方もいます。今現在もおおると思うんですが、実際、橋本市民の方で、ほかの自治体に寄附をされている方といいますか、金額、件数わかれば、件数でもいいんですが、金額でも教えていただければと思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）本市の市民がふるさと納税を利用している人数、それから寄附金額をちょっと申し上げますと、21年度で38名、144万7,000円です。これは寄附の金額です。それから22年度で32名、109万2,000円です。23年度で33名、135万2,000円です。24年度が353名、2,014万5,000円です。25年が78名、483万円です。これらの市民の方が他の自治体のほうに寄附されております。これはあくまで税控除を受けた方の人数でございます。他の自治体等へ寄附しても、確定申告をしなかった人、それから非課税の人につきましては、人数が把握できませんので、今、人

数を言ったのはあくまで寄附して確定申告をされたという方で、ご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、本市の、寄附されることによって、当然、市民税が控除されます。参考に言わせていただきますと、トータルで5年間で629万円の市民税が控除されているということになります。先ほどから企画部長もおっしゃってますけども、総務省がなぜ良識を持ってということ言うてるというのが、寄附を受ける側は当然財源が確保されるんですけど、寄附するほうが増える自治体につきましては、逆に市民税、自分とこの自治体の税金が減ることにつながりますので、その辺を踏まえて、総務省が良識のあるということを各自治体に文書で通知しているということだと思います。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）ありがとうございます。

そうですね、部長言われたように、橋本市民の方の市民税が、言えれば629万円が出ているということです。で、橋本市に寄附をいただいている方がそれだけいてないということであれば、やはり市民税がそれだけ減っているということでもありますので、そう考えたら、これがどんどん格差が広がっていくばかりで、市民税が減っていくばかりですから、これはもう国が定めた制度でもありますので、ここはしっかり橋本市としてもPRをすべきではないかというふうには私は考えます。

ふるさと納税のポイントを五つ、私なりに考えさせていただいたんですけども、一つは、先ほどもおっしゃってましたように、特産品をいただけることは多いです。で、この特産品なんですけども、先ほど言いましたように、だいたい半分の額の特産品の返礼をするということでもありますけども、これはお礼というふうにとらえるか、それとも商工の

PRととらえるかで、その考え方がえらい違うと思います。

寄附をして、まあ言えば橋本市のPRをしているわけです。柿をもらったり、パイル織物をもらうわけですから、寄附をした方も、やはり橋本市というのはそういうまちだということがわかるわけです。柿やパイル織物が盛んなまちなんやなということがわかるわけです。いくら橋本市の柿がおいしいからといっても、実際にそれを食べてみないと実感がわきません。やはり寄附していただいた方で、送っていただいて、喜んで柿を食べていただくことで、橋本市の柿というのはおいしいんだとわかっていただけたらと思います。

そういう意味では、1億円の寄附をいただいて5,000万円の、まあ言えば返礼といいますか、それにPRに使うということであれば、5,000万円の広告料があると、広告費用があるということになります。

経済部長、ちょっと突然で申しわけないんですが、商工に今かける広告費、PR費というのは、今、一体1年間でどれぐらいになりますでしょうか。わかる範囲で結構です。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）今、議員のおただしでございますけども、PR費用がどれぐらいあるかということでございますけども、私、ちょっと今どれぐらいというお返事、させてもらうことできません。えらい申しわけございません。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）申しわけないです。

でも、やはりこれだけの、例えば1億円の寄附をいただいて5,000万円の、地元の業者から仕入れて、それを返礼として送るとなれば、地元のPRとしては絶大ではないかなというふうに考えます。ですので、そういう面では、一つメリットということにも考えられます。

さらに、生まれ育った故郷でなくても寄附はできるということでもあります。ですので、外に橋本市以外の方がほかに住んでいて、橋本市にだけ寄附をするのではなしに、例えば、私が紀の川市や和歌山市やとかいう形で、ほかのまちに寄附できるというのもメリットだと思います。

さらに、先ほどもありましたように税金が控除される。確定申告すれば税金が控除されるということもあります。

さらに、4点目としては、使い道が指定ができます。先ほど、企画部長もおっしゃっていただきましたけども、この私が寄附する寄附金をどういうふうに使ってくださいというふうに指定ができるのが、ふるさと納税でもあると思います。ホームページを見ますと、指定された寄附金の内容が載っております。例えば、地域の救急医療の充実に使ってくださいとか、あとは、不登校対策に使ってくださいとか、介護の充実に使ってくださいとか、こういうふう指定ができるのが、ふるさと納税でもあります。

こういった指定ができるというのは、寄附をする側にとってはすごく寄附をしやすいといえますか、私は、やはりこの橋本市に対して、もっと私が橋本市で子ども時代過ごしたんで、橋本市の子育てにしっかりとお金をかけてもらいたいんで寄附をしたいですというような形で、指定ができるというのはありがたいことでもありますし、ほかにこういうふうな指定ができることがないと思うんですが、実際、こういうふう指定ができるような寄附というのがありますか。突然でまた申しわけないですけど。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）寄附には一般寄附と指定寄附がございまして、指定寄附の場合、もちろんその用途を指定して寄附するわけで

ございまして、それが税控除、ふるさと納税ということにはあたらなわけでございますけども、そういう形での寄附金、指定をされた寄附金というのは当然でございます。

ちょっと思いつくところでなにさせていただきますと、福祉基金へ受け入れをさせていただいております市の福祉事業に対する寄附、これは結構いろんな機会に寄附をしていただいているケースがございます。それから、前の議会でもご説明をさせていただいた、条例化をしていただきました岡潔の基金に対する寄附も、これは指定寄附でございますので、こういう形でも寄附を受け入れさせていただいておるところでございます。

市に対する寄附については、ふるさと納税という形ではないんですけども、寄附金控除の対象にはなってきたかと思っておりますので、税の控除の適用も受けられるのではないかとこのように考えております。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）ありがとうございます。

ですので、やはり寄附をする側が、自分が寄附をした分が何に使われているかということがはっきりしていれば、これは寄附をする側としてもやりがいがあるんじゃないかなというふうにも考えます。

先ほど、2番目の、現在何に使われたかということで、どのように使われたかという質問なんですけども、実際に使われた内容といいますが、不登校対策に対しての23万円だったと思いますが、残りの約1,370万円の、これから使い道、まだ使っていないこととありますので、この辺に関しては、考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）これにつきましては、庁内に対する募集という形で、橋本市ふるさと応援基金充当事業募集要項というのを

策定をいたしまして、庁内向けに充当事業の募集をいたしまして、それに基づいて、寄附者の意向に沿った形の事業が出てきた場合、充当させていただいているという経過がございます。

先ほど申し上げました不登校対策には実績があるわけでございますけども、今回、26年度で、地域の救急医療の30万円の、いただいております指定された寄附がございまして、これについては消防の救急対応の備品に充当させていただくよう段取りをしております。

ほかの目的については、今のところないわけでございますけども、金額の面もございまして、ある程度固まってきた段階で事業化をしていくべきものもございまして、そういう形で今後もこの募集要項を使いまして、積極的に寄附者の意思に沿った形で充当していきたいというふうに思っております。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）ぜひとも寄附金でありますので、有効的にといいいますか、そういうような形で使っていただければと考えております。ですので、またしっかりと職員の方の中で、知恵を絞っていただいて、さらに発展的な橋本市のために使っていただければと考えております。

あと、もう一点は、複数の自治体に寄附もできるということでもありますので、ふるさと納税に関してはいろいろなメリットもあります。もちろん、先ほど言われているようなデメリットもあるかとは思いますが。

で、3番目の質問になりますが、本市としてふるさと納税に関して、ホームページとか東京橋本会でPRをさせていただいているということでもあります。

ホームページのほう、私も見させていただいて、ふるさと納税のこと、トップページに確かに書いていただいているんですが、左下

のすごくわかりづらいところに書かれております。ですので、できれば意気込みといえますか、よりふるさと納税をアピールしていただく上で、もう少し上に上げていただいて、さらにはバナーをつけていただいて、クリックしたらすぐにそのページに飛べるというふうにさせていただければと考えます。

やはり、わかりやすいところにあるというのが、すごく、寄附をしたいと思っても、すぐにやめてしまうか、それとも寄附を続けるかということにもなります。今現在、ホームページを見せていただきますと、ホームページで、募集のところの寄附申出書というのを実際に印刷をして、それをファクスするということですが、やはり寄附する側としては、今、力を入れている自治体は、クレジット決済とか、さらにはホームページ上で申し込みができたりということもされておりますので、そこも改善できればやっていただきたいというふうにも思います。

その辺も踏まえて、さらにホームページの充実という意味でお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）ホームページのほうは、確かにおっしゃるよう若干ちょっと左手の下のほうにあるのは事実かと思えます。今後、ちょっと構成を変えますと、若干費用も発生したりする点もあるんですけども、一度考えてみたいというふうを考えます。

それから、納付方法につきましても、他市町村ではクレジット等も使えるようにしてあるところもあるようですし、それから、申し込みにつきましても、おっしゃっていただい

たとおり、そのままホームページ上から手続きができるということもあるようでございます。その辺も一度研究はさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（石橋英和君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）ありがとうございます。

そのように、いろいろ、まだまだこれから課題も多いふるさと納税ではありますが、ただ、やはり先ほどから企画部長言われてますように、厳しい財政状況を鑑みますと、やはり打てる手はしっかり打っていったほうが、その辺いいと思います。ですので、さらに税以外の財源確保という意味で、このあたりもさらに検討を重ねていただいて、この橋本市へ多くの方が寄附していただくことを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（石橋英和君）5番 森下君の一般質問は終わりました。

○議長（石橋英和君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明2月18日と2月19日の2日間は休会とし、2月20日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

（午後4時42分 散会）